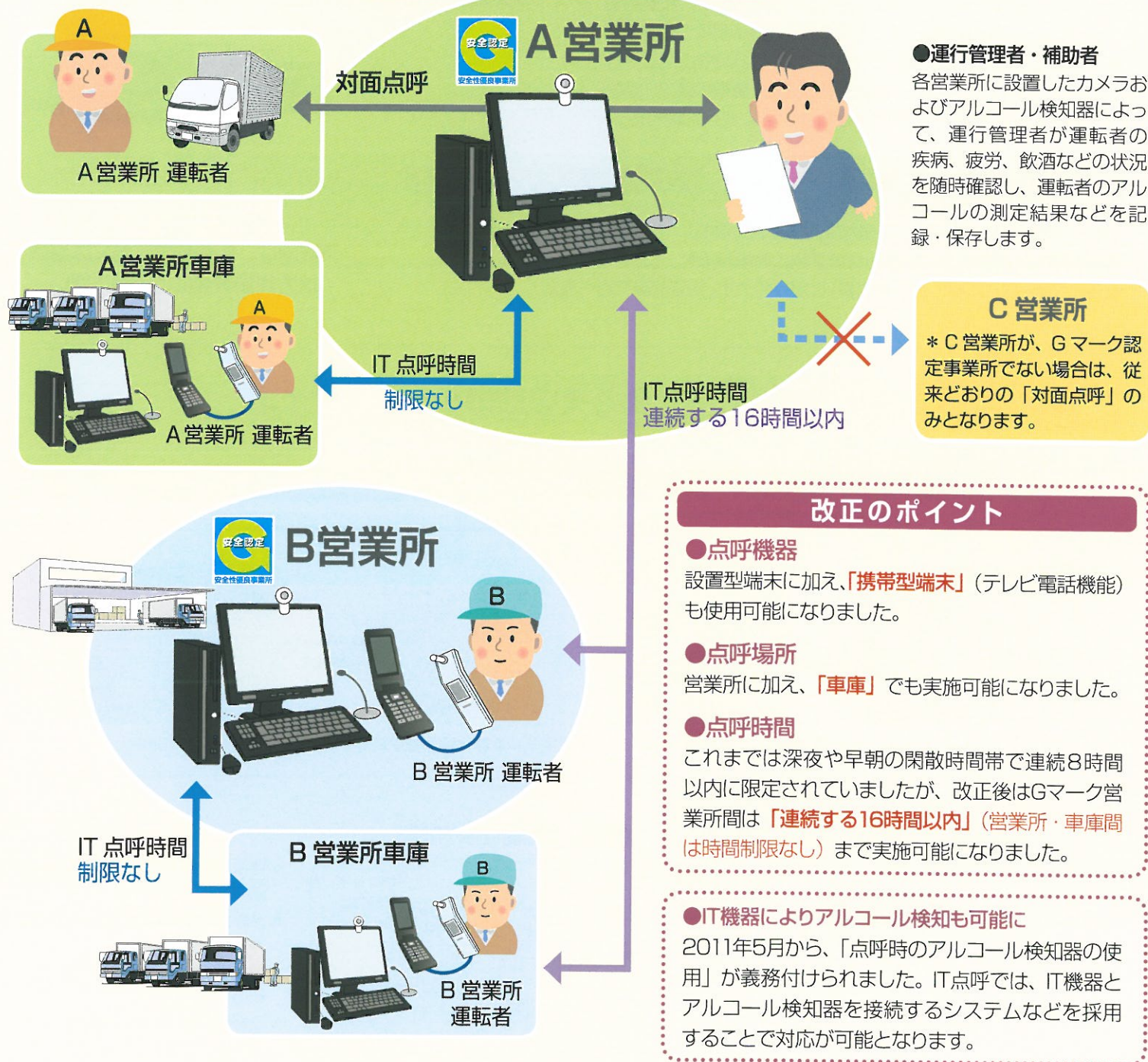




Gマーク認定事業所(安全性優良事業所)の “IT点呼”の要件が拡大されました

国土交通省は「事業用自動車総合安全プラン 2009」に基づき、輸送の安全を確保したうえで、運行管理の効率化を図るため、IT点呼に係る要件を拡大しました。同一事業者で、下図のように各営業所(A・B営業所)がGマーク認定事業所の場合は、「点呼機器」「点呼場所」「点呼時間」の要件が緩和され、“IT点呼”がより利用しやすくなりました。

IT点呼を行う営業所



* 営業所には設置型端末が必要です。車庫の端末は設置型端末、携帯型端末どちらでも可能です。

* 上記以外の点呼、アルコール検知のケースについては裏面を参照ください。



国土交通省 自動車交通局



社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

IT点呼はGマーク取得のインセンティブのひとつ、 運行管理者の負荷が軽減



● IT点呼の実施・管理方法

- IT点呼の実施営業所（以下「A営業所」）と、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「B営業所」）には設置型端末を設置。運行管理者は、A営業所の設置型端末を使用して、IT点呼を行ないます（IT点呼の際、運転者の所属する営業所名、運転者のIT点呼場所についても確認します）。
- 運転者はB営業所もしくはB営業所の車庫において、設置型端末または携帯型端末のいずれかを使用してIT点呼を受けます。
- IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内となります。ただし、例えば、B営業所とB営業所車庫の間でIT点呼を実施する場合は、この限りではありません（24時間可能）。

- IT点呼で、アルコール検知を行なう場合は、IT機器に接続できる検知器を使用し、測定結果をIT機器によりA営業所の設置型端末に自動的に記録・保存させます。
- 営業所間でIT点呼を実施した場合は、点呼内容（IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の氏名）を記録した「点呼簿」をA営業所およびB営業所の双方で記録し保存します。



● IT点呼の実施の報告には、次の書類等が必要です

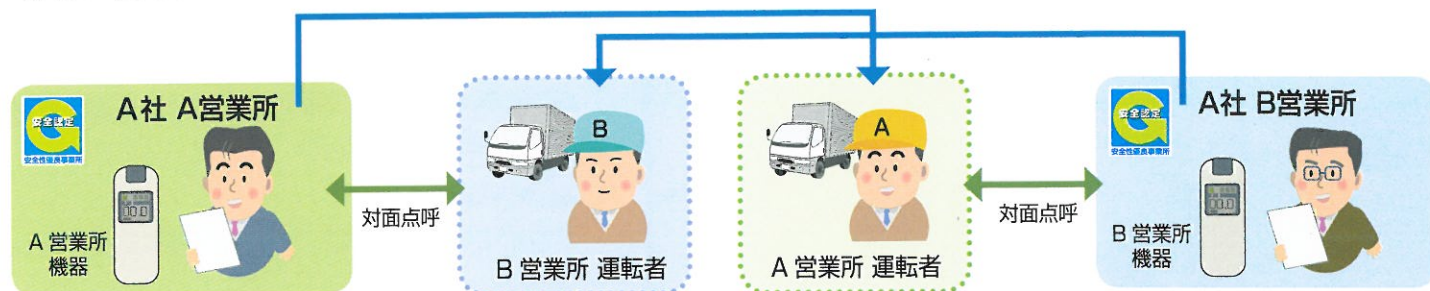
- Gマーク事業者の認定証（車庫が帰属する営業所も）
- IT点呼の使用構成図や機器カタログなどの資料添付
- 所定の書式（IT点呼に係る報告書）に記載のうえ、管轄運輸支局へ報告

※詳細は、管轄運輸支局又は当該
地方実施機関にご相談下さい。

● Gマーク事業者における点呼に係るその他のインセンティブ

● 2 地点間を定期的に運行する場合

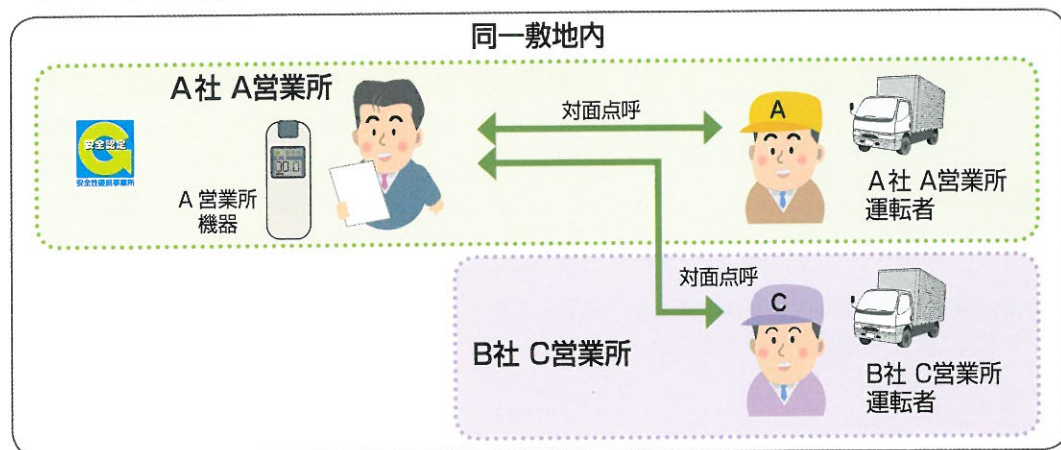
《自社の他営業所の運行管理者・補助者との対面点呼が可能》



- 2 営業所とも G マークを取得
- 時間制限なし（24 時間可能）
- 点呼を実施する運行管理者が管理するアルコール検知器を使用

● 同一敷地内に複数のグループ企業が所在する場合

《G マークを取得している他社営業所の運行管理者・補助者との対面点呼が可能》



- 資本関係がある事業者の営業所間に限る
- 点呼実施営業所は G マークの取得が必要
- 深夜・早朝などの閑散時間帯連続 8 時間以内
- 点呼を実施する運行管理者が管理するアルコール検知器を使用